

嘱託労働者の雇用に関する規程

株式会社大隅工業

嘱託労働者の雇用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、就業規則の第 21 条「定年等」に定める定年到達者及び満 65 歳を超えた高齢者（以下、嘱託という）の雇用に関する事項を定めたものである。

(定義)

第 2 条 定年は、満 65 歳の誕生日の属する月の末日とし、この日をもって自然退職とする。再雇用を希望しない者は、その旨を会社に申し出るものとする。

(再雇用の適用基準)

第 3 条 会社は、定年退職日の 1 ヶ月前までにその可否を本人に通知する。
2、会社は、就業規則の解雇（懲戒解雇を含む）及び退職の事由に該当する者は再雇用の対象としない。

(嘱託契約)

第 4 条 嘱託契約は期限を 1 年間とした「嘱託契約書」を取り交わし、満 70 歳の誕生日の属する月の末日まで更新する。
2、嘱託契約に際しては、次に掲げる事項を「嘱託契約書」に明示する。
① 賃金に関する事項
② 労働契約の期間に関する事項
③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
④ 役職等の職位に関する事項
⑤ 始業及び就業の時刻、休憩、休日、休暇、就業時間に関する事項
⑥ 退職に関する事項

(職場及び職種)

第 5 条 嘱託社員の職場及び職種は、本人の希望、知識、技能、経験、適性等を総合的に勘案し、再雇用契約時及び更新時に決定するものとする。

(労働条件)

第 6 条 嘱託社員の労働条件については、次のとおりとする。
① 年次有給休暇
労働基準法の規定により認める。
② 賞与
支給しない。但し、会社への貢献などがある場合、賞与に準じる金一封を支給する場合がある。

- ③ 退職金
支給しない。
- ② 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険
勤務時間により各法律の基準に従う。但し、労災保険は加入する。
- ③ 休職
適用しない。但し、特別の事情により会社が認めた場合は適用することがある。
- ④ 就業規則等の適用
この規程及び嘱託契約書に定めのない事項については、就業規則の規定を準用する。

(嘱託社員の給与)

第 7 条 嘱託として雇用する場合の給与は、次の事項を総合的に勘案して会社が提示する。

- (1) 業務の内容
- (2) 1 日、1 週、1 ヶ月の勤務時間数、及び 1 ヶ月の勤務日数

(高齢者の給与)

第 8 条 新たに 65 歳を超えて雇用する場合の給与は、知識、技能、経験、適性等を総合的に勘案し会社から提示する。

(契約更新及び解雇)

第 9 条 会社は、嘱託社員に以下の事情があるときは、契約更新を行わない。

- ① 直近の健康診断の結果、業務遂行に支障がある場合
- ② 業務遂行に支障が生じるような私傷病を発症した場合
- ③ 1 ヶ月以上の病気療養などで欠勤し、業務復帰の見通しが無い場合
- ④ 2 ヶ月以上の欠勤がある場合
- ⑤ 会社の業務上、人員に余剰を生じた場合

2、解雇については就業規則第 27 条に準じるものとする。

付 則

1、この規程は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。